小宮公園マネジメントプラン

小宮公園の管理運営、整備等の取組方針

令和４年３月

東京都建設局

目次

はじめに・・・

はじめに

「小宮公園マネジメントプラン」は、平成 27 年３月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

Ⅰ　小宮公園の基礎的事項

１　基本理念

（１）都市計画の概要

・名　　称　　八王子都市計画公園第５・５・２号小宮公園
・位　　置　　八王子市大谷町、中野町及び大和田町各地内
・面　　積　　28.30ha
・種　　別　　総合公園
・決定告示　　（当初）昭和 21 年９月４日　戦災復興院告示第 131 号
　　（最終）昭和 52 年３月 11 日　東京都告示第 175 号

（２）小宮公園の基本的な性格・役割

小宮公園は、JR 八王子駅のほぼ真北の標高約 150mの加住丘陵に位置する丘陵地公園である。園内はコナラ、クヌギを主とした雑木林や明るい草原、中央を流れる小川や池からなり、多くの野草や昆虫、野鳥が生育・生息し、多彩な自然環境が形成されている。

なお、八王子市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

（３）整備計画

小宮公園の整備計画（昭和 61 年）

・良好な既存雑木林と変化に富んだ地形及び湧水地などの自然環境の保全と回復を図ることを基本とする。
・自然との触れ合いを通じて、公園利用ができるようにする。

２　過去の取組等

（１）過去の取組の成果

「小宮公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去７年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定した。地域と連携した防災イベント等を実施した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を策定し、外来種駆除、絶滅危惧植物保全、下草刈り等の雑木林保全、モニタリング等を実施した。

○子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

野鳥、昆虫、植物等の自然観察会、自然を活用した音楽祭や体験教室等を実施したほか、自然を紹介する動画配信等を行った。

○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

ボランティアや市民団体等と連携し、雑木林保全や花壇づくり、運営会議等を実施した。

（２）小宮公園の方針と取組内容

本公園は、過去 7 年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。プロジェクト：里山体験・都民協働の拠点“四季の移ろいが体感できる里山公園”

取組内容：・雑木林ホールを活用した環境学習や、多様な主体との協働による保全管理の推進など、里山体験の拠点機能を高める。

・雑木林ホールの魅力アッププロジェクト：専門チームによる展示企画のリニューアルを行い、ハンズオンや生体展示、キッズスペース、ブックカフェなどを創設する。

・インタープリテーションの充実：ガイドウォーク、キッズレンジャー、雑木林ディスカバリーなどの企画を実施する。

３　社会状況等の変化

（１）社会経済情勢

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
・激甚化する気象災害
・東京 2020 大会の開催
・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
・デジタル技術・データの活用の加速
・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

（２）関連する行政計画等

・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
・東京都地域防災計画　震災編（令和元年 7 月）
・八王子市「みどりの基本計画」（令和 2 年 3 月）
・八王子市地域防災計画（平成 29 年修正）
・八王子市景観計画（平成 30 年 9 月）

Ⅱ　小宮公園の開園概要

１　開園区域の概要

（１）開園の概要

名　　称　都立小宮公園（こみやこうえん）
開 園 日　昭和 61 年６月１日
開園面積　251,719.27 ㎡（令和 3 年 12 月 1 日現在）
公園種別　総合公園
所 在 地　八王子市大谷町、暁町二丁目
アクセス　ＪＲ中央線「八王子」北口、京王線「京王八王子」から西東京バス・ひよどり山トンネル経由の各バス「八王子郵便局」、駐車場（無料）

（２）主な公園施設

管理事務所、雑木林ホール（管理事務所に併設）、木道（けやきの小道、かわせみの小道など）、草地広場

２　利用状況等

（１）利用概況

緑を求めて近隣のみならず遠方からの利用者も多い。散策やハイキングのほか、植物や生きものの観察会など多様な利用が見られる。

（２）利用者動向（推計値）

• 年間利用者数の推移

	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
年間総計（人）	311,033	230,035	647,628	605,992	724,625

• 月別利用者数の推移

２年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
年間総数（人）311,033	30,696	27,505	20,816	15,343	21,067	19,291
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
	24,956	33,618	24,252	26,346	38,307	28,836

（３）主な活動団体（詳細は資料編参照）

１団体・約 50 名が、観察会や自然保護活動などを行っている。

（４）主な催し物開催状況（令和２年度実績は資料編参照）

「ガイドウォーク」「キッズレンジャースクール」などが行われた。

Ⅲ　小宮公園の目標と取組方針

１　むこう１０年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう 10 年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【　】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標１：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト４　防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の強化・充実を図る。

・八王子市地域防災計画による指定
　広域避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標２：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト５　都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組

■目標３：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト６　水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は加住丘陵に位置し、滝山公園等の都立公園とともに東京の緑の骨格として広域に渡る緑のネットワークを形成している。隣接する雑木林などの自然地や加住丘陵に位置する他の公園緑地と連携しながら、一体の自然豊かな丘陵地として保全を図っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標４：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト６　水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標５：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト７　都立公園の生物多様性向上プロジェクト】
【プロジェクト８　自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標６：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標７：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト１０　パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

２　取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

（１）ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能･目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

Ａ：多目的広場ゾーン

・草地広場のあるゾーン

公園北側に位置する草地広場であり、ピクニックなどのレクリエーション利用に対応していく。また、昆虫や野鳥などの生息・生育環境を維持、保全していく。

Ｅ：休息・散策ゾーン

・公園南側の園路や広場のあるゾーン

休息や散策の場としていく。

Ｈ：展示・学習ゾーン

・雑木林ホールのあるゾーン

公園管理所に併設されている雑木林ホールでは、公園の自然についての展示と解説を行い、貴重な自然環境への理解を深める場としていく。

Ｋ：環境共生・保全ゾーン

・雑木林やせせらぎのあるゾーン

生物多様性を確保するため、樹林地やせせらぎといった水辺の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Ｍ：駐車場ゾーン

・駐車場のあるゾーン。

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Ｎ：管理ヤードゾーン

・苗圃のあるゾーン

サクラ等を育成する苗圃として適切に管理していく。

Ｑ：外縁部ゾーン

・民有地等や公道に接する公園外縁部

本公園の外縁部は、公道を挟んで住宅地等と接している所が多く、東側は霊園や市民農園と直接境界を接している。公道を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図っていく。民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図　小宮公園

凡　例

記号		名　称
	A	多目的広場ゾーン
	E	休息・散策ゾーン
	H	展示・学習ゾーン
	K	環境共生・保全ゾーン
	M	駐車場ゾーン
	N	管理ヤードゾーン
	Q	外縁部ゾーン

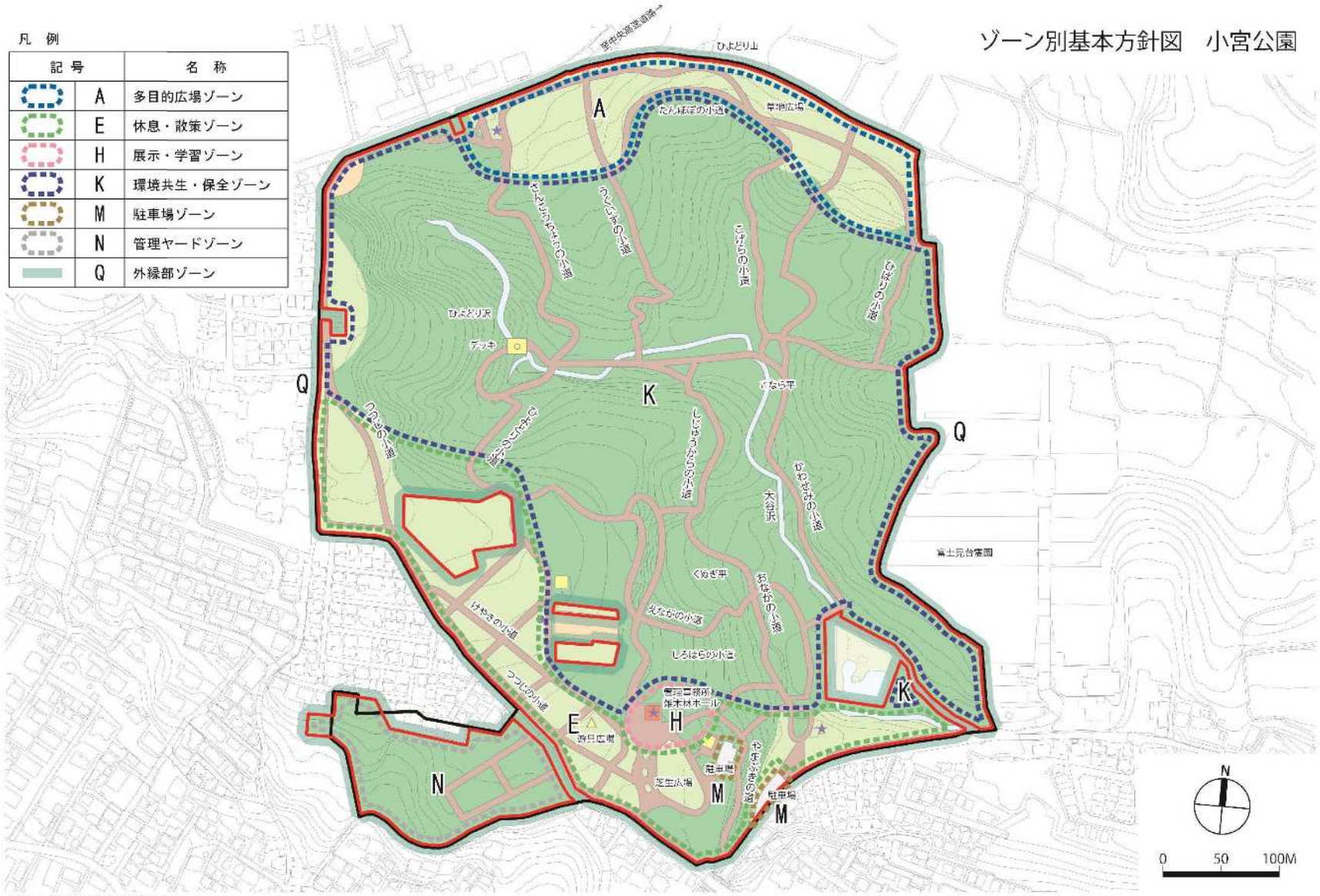

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。また、雑木の大径木化やナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ・ヤマグリの後継樹の苗木育成を近隣小学校と連携し取り組んでおり、今後も苗木育成を継続していく。

②動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域について、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うなど、動植物の保全と育成を進めていく。

③斜面崩壊等の対応

当園の第二駐車場（大谷弁天池側）は、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。梅雨の時期前に点検を行い、斜面崩壊の再発を防止し、安全を確保する。

沢沿いは定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

（３）運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）運営管理の基本事項

①　基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②　公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③　利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④　管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

２）本公園の運営管理における留意事項

①自然環境の保全と活用

生物の生息・生育環境として、雑木林などの維持・保全を図り動植物の多様性を確保に留意するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら自然環境や生物多様性、自然環境が有する多様な機能などについての体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

②都民やＮＰＯ等との協働による公園づくり

雑木林ホールなどを活用し、都民やＮＰＯ等との協働を積極的に推進し、雑木林の管理など生物多様性を保全するための活動を実施していく。また、公園に関係する様々な団体などが話し合い、協働・連携して公園を管理運営していく仕組みづくり等にも取り組んでいく。

③里山体験等による子どもの心身の育成

市民団体等とも連携し、雑木林の管理作業等の里山体験やクラフト教室など、公園

の自然環境を活かしたイベント等を通して、子どもたちの成長や多世代の交流の場となるよう留意する。

④公園情報の受発信と管理所機能の強化

公園で見られる花、野鳥、昆虫などの自然情報を、冊子やホームページ、デジタル技術を活用したコンテンツにより積極的に提供していく。また、雑木林ホールを公園情報の受発信の拠点として活用するとともに、管理所を公園に関わる地元自治体や地域住民、民間事業者等の様々な主体が集まり情報交換することができる場と機能させていく。また、公園管理者と利用者の交流や利用者同士の交流を促進するため、デジタル技術を活用した情報交換が出来るよう取り組んでいく。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

・八王子市地域防災計画など、既定計画における役割の確認
・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
・防災関連施設の適切な維持管理

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・情報連絡体制の構築
・被害軽減のための事前処置の準備
・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

３）感染症など

・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
・基本的感染対策の徹底
・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

４）落枝・倒木

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
・計画的な樹木手入れ等の実施
・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

５）施設の損壊等

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
・計画的な補修や取り換え等の実施

６）遊具

・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
・専門業者による精密点検の定期的な実施
・事故事例の把握と緊急点検の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性保全活用計画にもとづき、改修・再整備を行う。

（６）新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和２年７月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

１）優先整備区域「事業促進区域」：5,000㎡

八王子市大谷町、暁町二丁目

２）優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

Ⅳ 図面・写真

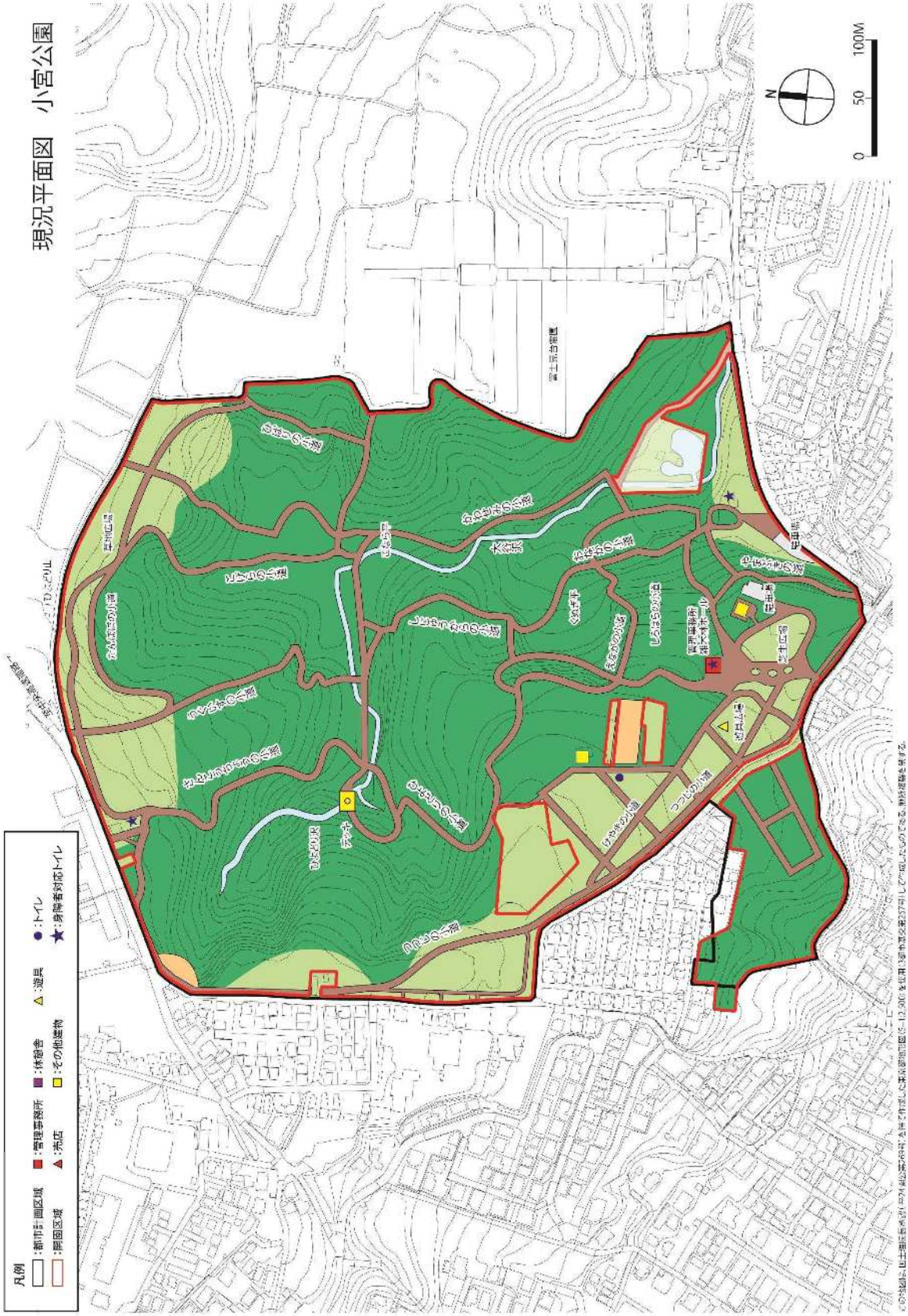
現況平面図　小宮公園
凡例
：都市計画区域
：管理事務所
：休憩舎
：遊具
：トイレ
：所回区域
：売店
：その他建物
：身障者対応トイレ
0
50
100M
N

周辺土地利用図（空中写真）

小宮公園

：開園区域

：都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

小宮公園

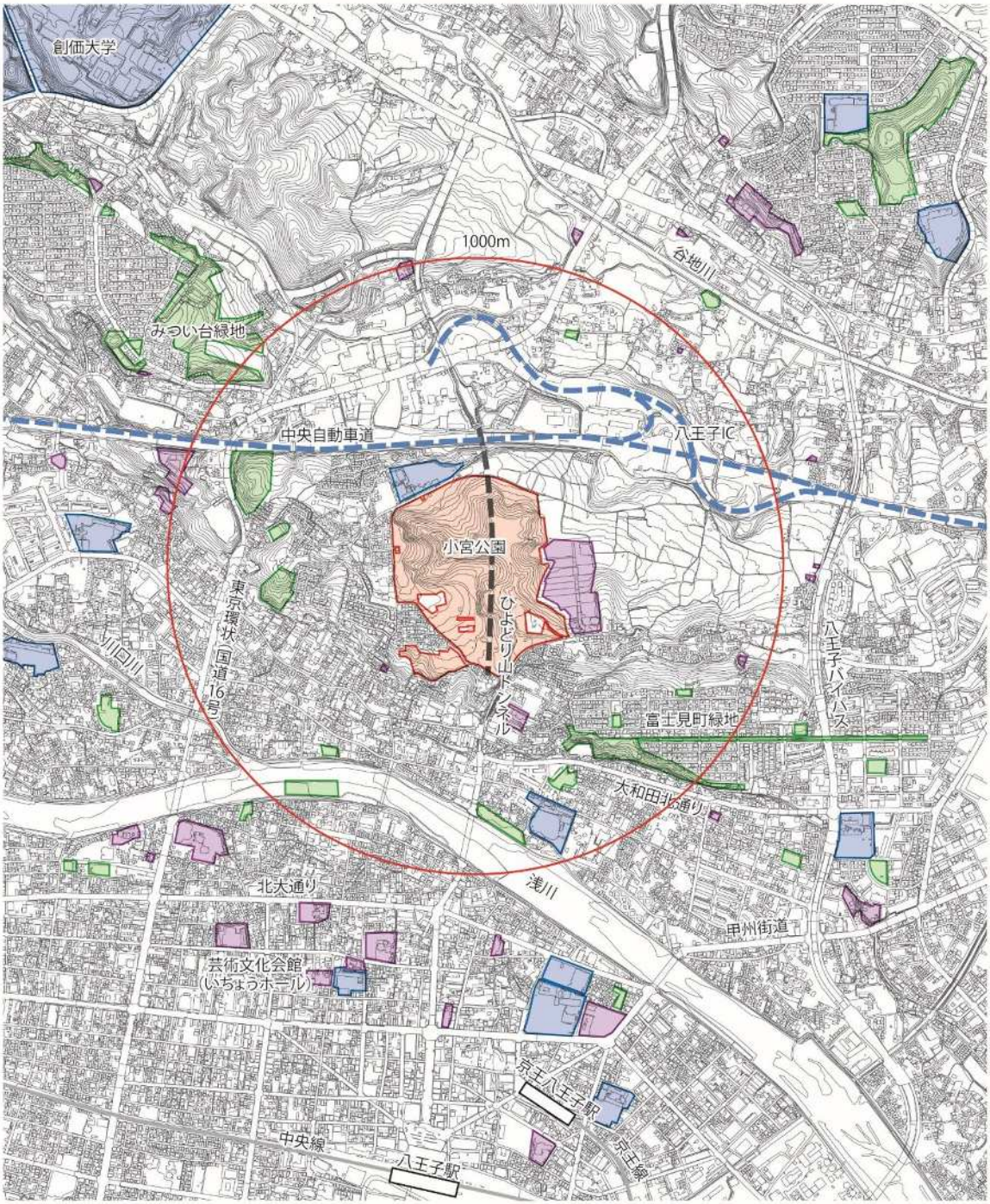

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地　:学校
:特徴的な建物（神社仏閣など）
:開園区域
:高速道路
:鉄道

0　500　1000M

N

小宮公園の現況写真　【令和3年9月撮影】

①駐車場

②南東入口広場

③大谷弁天池

④かわせみの小道

⑤こげらの小道

⑥北入口・草地広場

⑦北入口・おかの小道

⑧北西入口

小宮公園の現況写真　【令和3年9月撮影】

⑨三段広場

⑩遊具広場

⑪花畑

⑫雑木林ホール

⑬雑木林ホール展示

⑭ひよどりの小道

⑮ひよどりの小道

⑯ひよどり沢デッキ

＜資料編＞

＜資料編＞

資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・ＮＰＯ・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成 16 年 8 月に策定された。
・当初マスタープラン策定後 10 年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成 27 年 3 月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
・当該目標に対するプロジェクトについて、小宮公園が担うことになるプログラムには◎を、小宮公園が関係するプログラムには○を付した。
・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係

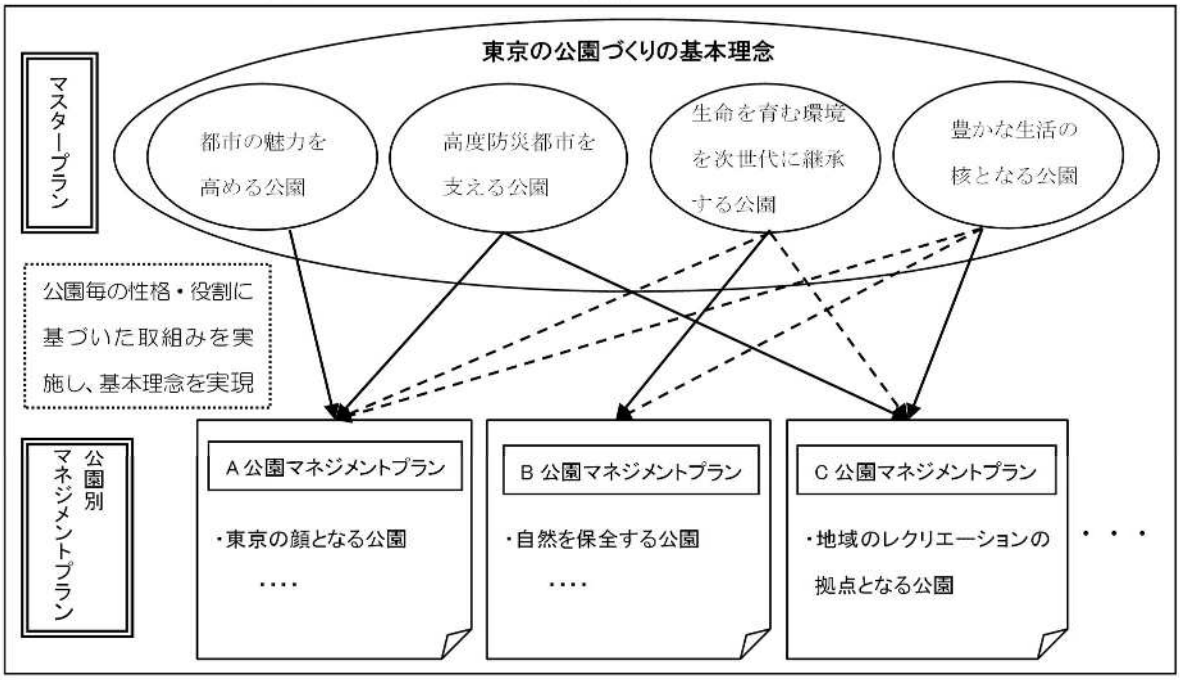

プロジェクト10の公園毎の位置づけ　小宮公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念1 都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
			環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
		(2)自然とふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備	○
			自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
			広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	◎
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料２　小宮公園に関する資料

（１）公園の沿革

昭和 21 年 9 月　　戦災復興院告示第 131 号により、都市計画決定。
1946 年
昭和 52 年 3 月　　東京都告示第 175 号により、都市計画変更。
1977 年
昭和 61 年 6 月　　草地広場と雑木林 5.5ha を開園
1986 年
昭和 62 年 6 月　　弁天池周辺の入り口部分 9.2ha を追加開園
1987 年
平成元年 11 月　　1.4ha を追加開園
1989 年
平成 3 年 6 月　　4.3ha を追加開園
1991 年
平成 5 年 6 月　　0.2ha を追加開園
1993 年
平成 6 年 6 月　　267 ㎡を追加開園
1994 年
平成 7 年 6 月　　0.2ha を追加開園
1995 年
平成 8 年 6 月　　0.4ha を追加開園
1996 年
平成 9 年 6 月　　2.0ha を追加開園
1997 年
平成 10 年 6 月　　0.8ha を追加開園
1998 年
平成 11 年 6 月　　0.1ha を追加開園
1999 年
平成 12 年 6 月　　0.2ha を追加開園
2000 年
平成 13 年 6 月　　0.4ha を追加開園
2001 年
平成 14 年 6 月　　0.3ha を追加開園
2002 年

（２）公園の自然・社会環境

１）自然環境

・全体に地形、水系共に生態的に安定しており、都市の環境指標となりうる貴重な区域である。
・地形は、加住南丘陵に位置し、谷地川に通じる大谷の源流域であり、摺鉢状の地形である。
・土壌は、黒土で表土層も厚く非常に良好である。
・水系は、豊富な湧水があり、水質も良く、東京の名湧水 57 選にも選ばれている。
・植物は、元来薪炭林として利用された萌芽更新による林で、伐期は 30 年前後と推定される。主体はコナラ、クヌギでその他にケヤキ、クリ、イヌシデ、ヤマザクラ、

エゴノキなどがある。
・動物相はホタル、オオムラサキが生息しており、鳥類も 43 種を数え、弁天池にはヒキガエルが産卵のために集まってくる。

２）社会的環境

・周辺土地利用の現況は、住宅地、畑であり、埋蔵文化財の群集地区である。東側約 0.5km には都の旧跡に指定されている横穴式石室「北大谷古墳」がある。
・ＪＲ中央線八王子駅の北２ｋｍ、八高線北八王子駅の西 1.5ｋｍに位置する。敷地の北側は国道 16 号を経て 16 号バイパスに接続しているほか、八王子インターチェンジが至近であることから交通の便は非常に良い。

（３）園内のトピックス

①雑木林からの湧水
　雑木林の奥に崖中腹から湧水が湧き、林の間に小川を作り隣接する弁天池に流れている。弁天池は、天明年間の大かんばつの時、八王子千人同心頭萩原氏が大谷の谷間を利用して掘った池だといわれている。

②雑木林ホール
　本公園の案内や雑木林に関する理解の増進を図ることを目的に管理所と併設されたホールである。雑木林ホール内には図書や資料を展示しており、隣接するバードサンクチュアリを観察できるようになっている。

③木道
　公園東側の大谷の樹林地内には木道が整備されている。歩きやすく、踏圧など自然への影響が少ない木道は、雑木林の散策や自然観察など、多くの来園者に利用されている。

（４）本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

・文化財保護法
・土砂災害防止法
・東京都景観条例
・東京における自然の保護と回復に関する条例
・市の定める条例　等

（５）利用状況等データ

１）公園占用の状況

（件）

項目	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
写真撮影	1	1	1	1	2
映画等の撮影	1	2	0	2	3
その他	7	3	1	0	0

２）主な催し物

令和２年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)

イベント	1	防災キャンペーン「そなえパークの日」	3 月	－
	2	ガイドウォーク	7 月～3 月	7,531
	3	キッズレンジャースクール	7 月～11 月／12 月／2 月／3 月	2,925
	4	四季＊はなウォーク	7 月～3 月	1,585
	5	季節を楽しむイベント	7 月／12 月／1 月	68
	6	ちょいボラ	9 月	34
	7	テーマ別自然観察会	7 月～9 月／11 月～3 月	67
	8	野鳥観察マナーアップキャンペーン	1 月～2 月	－
自主事業	1	雑木林ホール魅力アッププロジェクト	7 月～3 月	－
	2	パークマルシェ	11 月／12 月	733
	3	犬のマナーアップキャンペーン	6 月／8 月	－
	4	サバイバルプログラム	3 月	－
	5	レンジャーミニ図鑑の配布	6 月～3 月	4,650
	6	イベント支援事業	7 月～3 月	－
	7	どんぐり会の活動支援事業	7 月～3 月	－
	8	多摩部の都市公園における自然環境調査や普及啓発、環境教育事業	通年	－
	9	マネジメントサポートシステムの開発	通年	－
都民協働	1	地域団体等との情報交換、各種連携	7 月～3 月	－
	2	懇談会	3 月	－
	3	教育機関等との連携	10 月／11 月	456
	4	ボランティア運営ミーティングの実施	11 月	8
	5	機関誌「どんぐり通信」の発行	通年	27
	6	自然観察会の運営	7 月～3 月	－
	7	雑木林の手入れ	7 月～3 月	233
	8	花壇づくり	7 月～3 月	119
	9	安全管理講習	7 月～10 月	－
	10	展示	7 月～3 月	－
	11	救急法講習	3 月	－
	12	ボランティア説明会	10 月	3

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ガイドウォーク	4 月／7 月／9 月／1 月	27
	2	キッズレンジャースクール	9 月／12 月	41
	3	四季＊はなウォーク	4 月／5 月／7 月～10	1,594

			月／1 月／2 月	
	4	季節を楽しむイベント	4 月～7 月／9 月／10 月／3 月	754
	5	ちょいボラ	5 月／11 月	117
	6	テーマ別自然観察会	通年	441
	7	野鳥観察マナーアップキャンペーン	1 月～2 月	－
	8	雑木林マイスター講座	11 月／12 月	42
自主事業	1	雑木林ホール魅力アッププロジェクト	通年	－
	2	パークマルシェ	6 月／12 月	127
	3	犬のマナーアップキャンペーン	6 月／11 月～1 月	－
	4	サバイバルプログラム	6 月	60
	5	レンジャーミニ図鑑の配布	通年	－
	6	イベント支援事業	通年	－
	7	どんぐり会の活動支援事業	通年	－
	8	多摩部の都市公園における自然環境調査や普及啓発、環境教育事業	通年	－
都民協働	1	地域団体等との情報交換、各種連携	4 月～7 月／9 月／12 月	－
	2	懇談会	2 月	17
	3	教育機関等との連携	4 月～11 月	273
	4	ボランティア運営ミーティングの実施	6 月／9 月／12 月／2 月	36
	5	機関誌「どんぐり通信」の発行	通年	59
	6	自然観察会の運営	通年	258
	7	雑木林の手入れ	通年	645
	8	花壇づくり	通年	192
	9	安全管理講習	6 月	14
	10	イベント協力	4 月～12 月	34
	11	展示	通年	－

令和元年度実施分

種別	№.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	防災キャンペーン「そなえパークの日」	3 月	101
	2	ガイドウォーク	4 月／7 月／10 月／1 月	53
	3	四季＊はなウォーク	4 月／5 月／7 月～10 月／1 月／2 月	2,437

	4	季節を楽しむイベント	4月～10月	967
	5	ちょいボラ	5月／11月	55
	6	テーマ別自然観察会	4月～11月	597
	7	野鳥観察マナーアップキャンペーン	1月～2月	－
自主事業	1	雑木林ホール魅力アッププロジェクト	通年	－
	2	パークマルシェ	12月	172
	3	犬のマナーアップキャンペーン	6月	－
	4	レンジャーミニ図鑑の配布	4月／7月／10月	－
	5	イベント支援事業	通年	－
	6	どんぐり会の活動支援事業	5月／7月／3月	－
	7	多摩部の都市公園における自然環境調査や普及啓発、環境教育事業	通年	－
都民協働	1	地域団体等との情報交換、各種連携	通年	－
	2	教育機関等との連携	5月／6月／8月／9月／10月	1,728
	3	ボランティア運営ミーティングの実施	6月／9月／12月／3月	28
	4	機関誌「どんぐり通信」の発行	通年	59
	5	自然観察会の運営	通年	70
	6	雑木林の手入れ	通年	308
	7	花壇づくり	通年	82
	8	安全管理講習	7月	18
	9	イベント協力	通年	21
	10	展示	通年	－
	11	救急法講習	2月	7
	12	ボランティア説明会	3月	13

3）主な活動団体（令和２年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
どんぐり会	花壇のお手入れ、野草や野鳥の観察会の開催、野鳥や植物の調査、草地や希少種等の保全活動、外来種駆除作業、イベント支援、機関紙「どんぐり通信」の発行、展示作成ほか	48